

# 県内宿泊施設で働く魅力発信業務委託 仕様書

## 1. 委託事業名

県内宿泊施設で働く魅力発信業務委託

## 2. 委託事業の概要

近年、外国人観光客が急増するなど観光振興による地域経済の活性化が期待される一方で、旅館・ホテルなどの宿泊施設（以下「宿泊施設」と言う）においては、従来から若年層従業員の離職率が高く、またこのところは従業員の高齢化が顕著となる中で、人材の確保が喫緊の課題となっている。

こうした現状を踏まえ、本県の観光産業を支える旅館・ホテルなどの宿泊施設の人材確保を進めることを目的に、仕事体験会やPR媒体の作成を実施し、宿泊施設での具体的な仕事内容に加え、そのやりがいや魅力を多面的に発信します。

## 3. 委託業務期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

## 4. 委託業務の内容

以下の取組について一体的に企画・実施すること。なお、対象とする地域や受入先宿泊施設等の決定については県と十分に協議を行うこと。

### (1) 宿泊施設での仕事体験会の実施

宿泊施設での仕事のやりがいや魅力を伝える仕事体験会を学生、留学生、移住を伴う転職・再就職希望者向けにそれぞれ実施すること。

#### ① 共通事項

ア 実施時期については、参加者が参加しやすく、受入先宿泊施設においても対応可能な時期を選定することとし、全体行程としては毎回1泊2日程度の短期間のものとする。

イ 各仕事体験会の参加募集については、効果的な方法で行うこと。

ウ 受入先宿泊施設については、正規雇用の需要がある地域を選定すること。なお、選定にあたっては、県や市町村、業界団体等とも連携して進めること。（対象地域の例：高山・奥飛騨温泉郷地域、下呂温泉地域、長良川温泉地域など）

エ 実施にあたっては参加者を対象に必要と考えられる保険に加入すること。

オ 実施内容については、受入先宿泊施設と面談等を行い、効果的な仕事体験メニュー等を企画するなど宿泊施設での仕事ややりがい、魅力を伝えることができるものとし、本事業後に各施設独自で実施される長期インターン、さらには就職へ繋げることができるよう効果的な内容とすること。

カ 併せて各回、参加者を一堂に集め、当該地域で生活することの魅力伝える機会を設けること。

カ 参加者、受入先宿泊施設双方のニーズを事前に聞き取り、参加者と受入先宿泊施設とのマッチングを効果的にすすめること。

キ 今後の人材確保施策に活用できるよう、各体験会実施後、双方にアンケート調査を実施し集計、分析を行い、速やかに県へ報告すること。

ク 体験会実施期間中は緊急の相談に応じることができるよう窓口を設けること。

ケ また、参加者への事後の情報提供、助言等支援を実施することとし、併せて参加者の事後の就職活動状況を把握すること。

## ② 学生向け

ア 県内において計3回以上実施すること。

イ 参加者は各回20名程度とすること。

## ③ 留学生向け

ア 県内において計1回以上実施すること。

イ 参加者は15名程度とすること。

## ④ 移住を伴う転職・再就職希望者向け

ア 県内において計2回以上実施すること。

イ 参加者は各回10名程度とすること。

ウ 実施にあたっては、「清流の国ぎふ 移住交流センター」とも連携し、事業を行うこと。

(中京圏) : 愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル4階

(首都圏) : 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階

## (2) 宿泊施設で働く魅力を発信するPR媒体の作成・発信

### ① イメージ映像制作

宿泊施設での仕事内容ややりがいと併せて岐阜県魅力を紹介する映像を以下のとおり制作すること。

ア 構成 10～15分程度の本編と3～5分程度のダイジェスト版の2種類。

イ 内容 県内の宿泊施設5施設程度を取り上げ、仕事内容ややりがいと併せ周辺観光地の魅力を伝えるもの。なお、撮影地域、撮影施設等については県と協議のうえ決定する

こと。

納品までに内容について県と協議を行い、校正を行うこと。

ウ 納品 DVD 5枚

Web掲載用のデータ（動画サイトでも活用可能なものとする。）

エ イメージ映像の効果的な発信、活用方法を提案すること。

## ② PR冊子作成

イメージ映像制作と併せてそのダイジェスト版PR冊子を以下のとおり作成すること。

ア 部数 5,000部以上

イ 納品 上記紙媒体の冊子と併せてWeb掲載用のデータも納品すること。

データの形式はai、psd、epsとする。

納品までに内容について県と協議を行い、校正を行うこと。

ウ PR冊子の効果的な発信、活用方法を提案すること。

## 5. 事業計画書の提出等

- ・受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の事業計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、県に提出すること。
- ・本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。

## 6. 業務実施状況の報告

- ・受託者は、業務実施の状況を随時、県へ報告すること。

## 7. 業務完了後の提出書類

受託者は、平成31年3月29日（金）までに以下の内容を含む事業実績報告書2部と合わせて、電子データ（DVD等4（2）における制作物）を提出すること。

- ・宿泊施設での仕事体験会の実施結果

## 8. 業務の適性な実施に関する事項

### （1）業務の一括委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

## (2) 個人情報の取り扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、「岐阜県個人情報保護条例」(平成10年岐阜県条例21号)、「知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則」(平成11年岐阜県規則第8号)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に努めること。

## (3) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## (4) 著作権

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

## 9. 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

### (1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

### (2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 10. その他

本仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は県との協議により業務を進めるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (収集の制限)

第2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

### (目的外利用・提供の制限)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

### (漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### (廃棄)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 受託者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために県から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

### (事務従事者への周知)

第8 受託者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

### (再委託の禁止)

第9 受託者は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、県の承諾があるときは、この限りでない。

### (資料等の返還等)

第10 受託者は、この契約による事務を処理するために、県から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

### (立入調査)

第11 県は、受託者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

### (事故発生時における報告)

第12 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

## 著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に受託者に譲渡する。
- 一 写真
  - 二 映像
  - 三 ロゴ、イラスト
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（DVD）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に受託者に移転する。